



9月30日
第3回期日

仲間の主張と真実が論理的・道理的に認められる！

「ジェイアールバス関東不当労働行為事件中労委命令取り消し訴訟控訴審」

「令和5年1月11日に出された 中労委命令を取り消す判決」を出す！

◆裁判所でどのような判断が出されたのか◆

①控訴人の救済の利益を否定したことは失当(道理を得ていない、不適切)であり、中労委命令は取消しを免れない。

②当時の労働組合との関係について

⇒労使関係の問題について、会社から「争議行為や労働委員会等の第三者機関の活用ではなく団体交渉での解決を図るべきである」と方針転換を迫られ、会社提案に応じました。

⇒団体交渉において白河支店長の不適切な言動について取り上げ、白河支店長に対して厳重注意を行ったこと、代表取締役社長と常務取締役総務部長が「経営責任を明確にするため」と役員報酬の一部自主返納をしたことを持って「成果」として、脱退勧奨問題は「解決済み」という立場を取りました。しかし、団体交渉後も、組織的な脱退勧奨が継続しているという認識があり、救済申立てを行いました。救済申立てを行った行動は重大な統制違反として、執行部役員の制裁申請や執行権停止、組合員権の一部停止などを敢行しました。

⇒不当労働行為救済制度は「使用者の不当労働行為によって生じた労使関係の歪みを是正することにより、将来に向けて労使関係の正常化を図る制度」ではあるが、判決では、「執行部役員の執行権停止を敢行するなどの特殊事情を踏まえて検討する必要がある」と判断しました。

⇒当時の労働組合の組合員の立場では救済申立ては困難であり、事実上不可能。救済申立てを支援するジェイアールバス関東労働組合への加入はやむを得ない判断。救済申立てを維持するために「当時の労働組合を脱退したことを理由にして、救済の利益を否定することは、理不尽・不条理(物ごとの常識から外れている)である」と厳しく指摘しています。

③労働委員会の「広範な裁量権」について

⇒労働委員会の広範な裁量権とは「労働組合法に定められた労働委員会の救済命令や、不当労働行為によって失われた労働者の権利・利益を回復させるための措置であり、救済の利益を否定する方向で広範な裁量権を有するなど解することはできない」と労働委員会や救済制度の意義についても厳しく指摘しています。



東京高裁の判決を受け入れ、2021年9月に出された
都労委命令の履行を強く求めます！

ジェイアールバス関東労働組合発行の情報(左)と都労委救済命令に
対する当時の見解(右)もあわせて参照してください。

